

道路区域の変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき，道路区域を次のように変更した。

なお，関係図面は告示の日から 2 週間新潟市土木部土木総務課及び新潟市西区役所建設課において，一般の縦覧に供する。

平成 2 1 年 4 月 2 3 日

新潟市長 篠 田 昭

道路の 種 類	路 線 名	区 間	変 更 前後別	敷 地 の	
				幅員 (m)	延長 (m)
市道	西南 5 - 3 8 号線	新潟市西区内野戸中才 1524 番 4 地先から 新潟市西区内野戸中才 1524 番 1 地先まで	前	3.1~3.1	31.0
			後	4.0~4.0	31.0